

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口 浩治 殿

2 0 1 9 年 3 月 1 9 日
東日本旅客鉄道労働組合 東京地方本部
執行委員長 阿部 正明
東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部
執行委員長 金井 正明
東日本旅客鉄道労働組合 水戸地方本部
執行委員長 黒澤 純一

「JR東労組中央本部に対する要請書（1月31日に発出）」に対する再要請書

私たち3地本は、2019年1月31日、中央本部に表題の要請書を発出しました。要請書の趣旨は、第37回臨時大会で①「組合基金から15億円を切り崩し、5億円を補正予算へ組み入れ、10億円を組織拡大に特化した特別会計を設置する組合基金の使用計画の大綱」②「35箇所におよぶ広範な規約・諸規則の改正を提案し、両議案の根拠を一切明らかにせず強行採決・成立させたことは、独善的かつ非民主的な議事運営の進め方と改正内容に到底納得できるものではなかったからです。また「規約改正は、労働組合法違反にあたるのではないか」など不安を払拭するため、中央本部に対して要請書を発出したものです。

しかし、現在においても中央本部から書面による回答は一切なく、組合員の不安は払拭されるどころか、残念ながら中央本部に対する疑念が渦巻いているのが現状と言わざるを得ません。

改めて申し上げますと特に「規約・諸規則の改正」に至っては、組織財政検討委員会などでの討議を一切行わず、私たちの事前の問い合わせに対しても「やらない」と断言していました。さらには大会招集の指令文書や大会資料にも議題として記載されていないばかりか、大会招集者の挨拶でも触れられなかったことは、規約第29条及び33条に違反するばかりでなく、指令発出権者の山口委員長の責任は極めて重大です。このような「指令にもない、議事にもない、理由も示さない」前代未聞の規約改正であり、私たちは無効だと主張せざるを得ません。

中央本部は後付けで「ぎりぎりまで議論し、臨時大会当日の中央執行委員会で決めた」と述べていますが、招集者の挨拶でも触れないということは、詭弁であることは言うまでもありません。このように規約改正を水面下で準備しながら意図的に隠した「騙し討ち」であり、組合員を欺く行為=強権的な組織運営を私たちは認めるわけにはいきません。

また、中央本部は、2月1日の全地本委員長会議や2月8日の第45回定期中央委員会では、それまでの「適法かつ適正に運営された（臨時大会）」「要求は筋違い」との官僚的答弁から一転して「誤字だった」「労働組合法を蔑ろにする意思はない」「弁護士から指摘を受け、誤解を生む表現なので次の大会で改正していく」と苦しい言い訳をしています。さらに言えば、今回の規約・諸規則の改正(改悪)によって「組合員が均等の取り扱いを受ける権利」を著しく害されたと言っても過言ではありません。それは、代議員定数改正によって、組合員の1票の格差が70倍に広がってしまったことから見ても明らかです。「組合員の権利」については、民主的な組織運営の根底に据えられている部分であり、労働組規約の根幹をなすものです。労働組合法第5

条2項で規定されており、規約に列挙しなければならない条項です。これは、労組法上の救済を放棄することになり、民主制・平等性を否定するものです。つまり、JR東労組が法律的な保護や権利を享受できなくなることであり、組合員に重大な不利益が生じます。憲法第28条の「労働基本権」、労働組合法に基づいて組織されている労働組合が、労働組合法に違反する規約・諸規則の改正(改悪)を行う行為は許されることではありません。過半数の組合員が在籍する3地本の指摘を受け止めず「排除」を目的にし、規約・諸規則の改正に踏み切ったが故に「法適合組合」の条件を満たさなくなってしまうと言わざるを得ません。

今回の規約・諸規則改正は、規約違反を承知の上で強行開催した第35回臨時大会及び第36回定期大会を肯定し正当化するため、後追的に規約・諸規則の改正(改悪)を行ったことを中央本部自ら証明していると言え、複数の法律関係者も同様の意見です。これは、規約違反を繰り返したということであり、現執行部の執行責任はまぬがれぬものではありません。

私たち3地本は、この現状に大変な危機感をもち、正常なJR東労組の組織運営に向けて2月5日に「第37回臨時大会で改正した規約・諸規則の是正を求める3地本の見解(HP参照)」を発し、2月6日には「第37回臨時大会における規約・諸規則改正の問題点は何か!」の職場討議資料を発しています。さらには、第45回定期中央委員会でも「組合民主主義を否定し、憲法第28条の精神および労働組合法に反した規約改正について一旦凍結し、元の規約・諸規則に戻す準備に入る」ことを求め「修正動議」を発出しました。否決はされましたが、中央本部は一貫して具体的な内容に入らず、今日に至っても各項目の改正理由を示していません。確かに大会決定はしていますが、私たちの再三の指摘を受け止めず、労働組合法に反する規約改正を強行的に行った中央本部の責任は重大です。

中央本部は「組合民主主義」に基づき、今回の「規約・諸規則の改正」の説明責任を果たすべきです。よって私たち3地本は、下記の4点を要求するとともに、中央本部の真摯な対応を要請します。

記

1. 第37回臨時大会で行った規約第13条(組合員の権利)(1)の削除は、組合民主主義を否定し、憲法第28条の精神および労働組合法第5条2項に違反していることから、一旦凍結し、元の規約・諸規則に戻す準備に入ることを求めます。そのために、まずは組織財政検討委員会で審議することを求めます。
2. 第37回臨時大会に関する中央執行委員会の議事録について閲覧を求めます。
3. 第37回臨時大会でおこなった規約・諸規則の改正における各項目の改正理由と、組合基金の使用計画の大綱について明らかにすることを再度求めます。また、東京・八王子・水戸地方本部が主催する機関役員会議にご出席いただき説明を求めます。
4. この再要請書に対し、2019年3月29日までに書面による回答を求めます。

以上